

// あなたに合った公園が見つかる！ //

利用目的別公園一覧

駐車場がある公園



01 田ノ浦ビーチ	P 6	20 上野丘子どものもり公園	P30	37 舞子浜緑地	P51
03 駄原総合運動公園	P10	21 松原緑地	P32	40 大在公園	P54
06 南大分スポーツパーク	P13	22 家島緑地	P33	44 佐野植物公園	P60
07 津留運動公園	P14	24 鶴崎スポーツパーク	P36	45 日吉原緑地	P62
09 平和市民公園	P16	25 鶴崎公園	P38	50 天然塚公園	P67
10 日岡公園	P19	27 高江中央公園	P40		
12 桃園公園	P21	28 判田台中央公園	P42		
13 下郡あおぞら公園	P22	31 七瀬川自然公園	P44		



大型遊具がある公園

01 田ノ浦ビーチ	P 6	27 高江中央公園	P40	41 横塚公園	P56
20 上野丘子どものもり公園	P30	31 七瀬川自然公園	P44	44 佐野植物公園	P60
23 三佐中央公園	P34	38 北公園	P52	46 浜中公園	P64
24 鶴崎スポーツパーク	P36	39 寺園公園	P53	48 坂ノ市公園	P65

バーベキューができる公園



09 平和市民公園（春のみ）	P16	31 七瀬川自然公園	P44
期間/3月20日～4月20日		期間/3月1日～11月30日	
時間/10:00～21:00		時間/10:00～19:00	
16 大分城址公園（春のみ）	P25	37 舞子浜緑地	P51
期間/3月20日～4月20日		期間/4月29日～10月31日	
時間/10:00～21:00		時間/10:00～17:00	

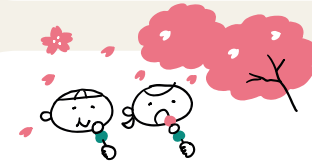
【注意事項】

・予約制ではありませんので、他の利用者と譲り合ってください。
 ・開放期間、時間については、大分市のホームページをご覧ください。

バリアフリートイレがある公園



01 田ノ浦ビーチ	P 6	19 小鹿公園	P28	36 大在浜公園	P50
03 駄原総合運動公園	P10	20 上野丘子どものもり公園	P30	38 北公園	P52
06 南大分スポーツパーク	P13	21 松原緑地	P32	40 大在公園	P54
09 平和市民公園	P16	22 家島緑地	P33	41 横塚公園	P56
10 日岡公園	P19	23 三佐中央公園	P34	44 佐野植物公園	P60
11 向原公園	P20	24 鶴崎スポーツパーク	P36	45 日吉原緑地	P62
12 桃園公園	P21	25 鶴崎公園	P38	46 浜中公園	P64
13 下郡あおぞら公園	P22	27 高江中央公園	P40	47 金道公園	P64
14 ジングル公園	P24	30 植田ふれあい公園	P43	48 坂ノ市公園	P65
15 城崎公園	P24	31 七瀬川自然公園	P44	49 久原公園	P66
16 大分城址公園	P25	32 ポストンパーク	P47	50 天然塚公園	P67
17 ふないアクアパーク	P26	34 緑ヶ丘中央児童公園	P49	51 奥山公園	P68
18 若草公園	P27	35 寒田公園	P49		



桜がきれいな公園

06 南大分スポーツパーク	P13	16 大分城址公園	P25	42 大野川右岸緑地	P58
09 平和市民公園	P16	31 七瀬川自然公園	P44		



健康器具がある公園

03 駄原総合運動公園	P10	25 鶴崎公園	P38	48 坂ノ市公園	P65
06 南大分スポーツパーク	P13	31 七瀬川自然公園	P44	49 久原公園	P66
09 平和市民公園	P16	33 富士見が丘中央公園	P48	50 天然塚公園	P67
13 下郡あおぞら公園	P22	34 緑ヶ丘中央児童公園	P49	51 奥山公園	P68
19 小鹿公園	P28	41 横塚公園	P56	52 野中公園	P69
23 三佐中央公園	P34	46 浜中公園	P64		
24 鶴崎スポーツパーク	P36	47 金道公園	P64		



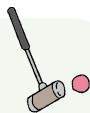
Q.
公園で花火をしても
いいですか



A.

音の出る花火、不特定方向に動く花火（ねずみ花火ほか）、飛ぶ花火（ロケット花火ほか）は絶対にしないでください。手持ち花火などの子ども用花火であれば、周囲や地面に芝生・草等の燃えるものがなく、周辺の住宅に煙害の及ばない場所（園路、駐車場、休憩所等を除く広場内）に限り、周辺住民のご理解をいただける範囲内で可能です。

Q.
ゲートボールや
グラウンドゴルフを行う
場合は、どのようなことに
気を付けたらいいですか



A.

放課後の時間帯や土曜日・日曜日・祝日は公園の利用者が増えますので、なるべく平日の午前中など利用者の少ない時間帯に行うようにしてください。また、音が響くため、住宅街に隣接している公園では早朝を避けるなどの配慮をお願いします。

Q.
公園の広場で
野球やサッカーの試合
もしくは試合形式の
練習をしていいですか

A.

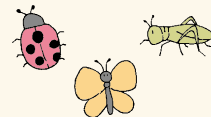
公園の広場では小学生以下であれば試合もしくは試合形式の練習ができることとしています。ただし、小学生以下の試合もしくは試合形式の練習であっても、少年野球のグラウンド規格、少年サッカーのコート規格より狭い広場ではできません。特にボールが公園から飛び出さないような配慮をお願いします。公園使用中の事故は使用者の責任となりますので十分注意してください。

Q.
公園内でたばこを
吸っていいですか

A.

公園の施設内（トイレ・レストハウスなど）は禁煙となります。屋外では喫煙できますが、公園を利用している子どもやたばこの苦手な方がいらっしゃいます。周囲に人がいるときは喫煙しないなど受動喫煙防止にご協力をお願いします。

Q.
公園で昆虫や木の实・
果実・タケノコを
とっていいですか



A.

昆虫は自分で飼える数にとどめる、捕まえた後、放してあげるなどの配慮をお願いします。公園内に落ちているどんぐりなどは持ち帰っても構いません。ただし、木になっている果実や木の实、タケノコは持ち帰らないでください。

Q.
遊具で安全に遊ぶためには
どうすればいいですか

A.

子どもたちがルールを守って楽しく安全に遊べるように次のポイントに配慮してください。

1. 保護者の方は、子どもの年齢や遊びに伴うリスクの難易度に応じて、「目の届く位置」か「声の届く位置」あるいは「手が届く位置」で見守ってください。
2. 遊具に引っ掛かりやすい服装や持ち物に注意してあげてください。
3. 夏の暑い日は遊具でのやけどや熱中症に気をつけましょう。
4. 遊具から手を放したり、飛び降りたりするなど無理な使い方はやめましょう。

Q.
ゴミはどうしたら
いいですか



A.

たばこの吸い殻や空き缶等は各自で必ず持ち帰ってください。また、家庭ゴミを持ち込んだり、ペットのフンを放置したりしないでください。市内中心部は「大分市ポイ捨て防止等強化区域」に指定されており、ポイ捨てなどの違反を行った者には罰則を適用しています。ゴミの投棄は、景観を損なうだけでなく衛生環境にも悪影響を及ぼします。

Q.
公園で自転車に
乗っていいですか



A.

原則、車両の乗り入れが禁止となっています。公園内を自転車で通る場合は自転車から降りて手で押すようにしてください。幼児が自転車の練習をする場合は必ず保護者が付き添い、他の利用者がいない場所で練習をするようにしてください。保護者は、練習が自己責任を伴うものであることを認識し、他の利用者との事故を起こさないよう十分注意してください。

もっと楽しく 公園を使うための Q&A

Q.
公園にテントを張ってもいいですか

A.
公園利用の支障となる場合がありますので、公園にテントを張ることはご遠慮ください。

Q.
ドッグランはありますか



A.
現在、公園にはドッグランはありません。
※大分動物愛護センターが「みどりのドッグラン」を開設しています。

Q.
ドローンを飛ばしていいですか

A.
ドローンの飛行は原則許可していません。詳しくは公園緑地課までお問い合わせください。

Q.
公園で防災訓練をしたいのですが

A.
公園で防災訓練を行う場合は申請が必要です。

.....
平和市民公園・下郡あおぞら公園・潮かぜ公園・細ふれあい公園の4公園には、ベンチの座面を外すことで災害時に炊き出し用のかまどとして使用できる「かまどベンチ」が設置されています。防災意識の向上を目的としたイベント等を開催する場合は、かまどベンチの貸し出しを行っておりますのでご相談ください。

Q.
公園使用の申請が必要な場合、
どうしたらいいですか

A.
まずは、公園緑地課に公園の空き状況を電話でお問い合わせください。6ヵ月先までの予約を受け付けています。予約受付後、大分市役所本庁舎7階の公園緑地課にて、使用申請書に記入・提出をしてください。

Q.
公園を使用するときに申請は必要ですか

A.
公園を一時的に全部または一部を占有して利用する場合は申請が必要です。

【イベント】
2～6ヵ月前までに、公園緑地課まで電話などでご相談ください。

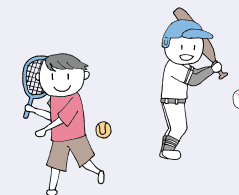
【撮影】
公園内で撮影を行う際、申請が必要な場合と不要な場合がありますので、下記を参考にしてください。

.....
[申請が不要な例]
・スナップ写真、スナップムービー等一般的な記念撮影

.....
[申請が必要な例]
・写真店、結婚式場等によるウェディング撮影
・雑誌、カタログ、広告撮影
・映画、番組の撮影（報道を除く）
・業務の宣伝用の撮影（コマーシャル等）

Q.
スポーツ施設を使用するときに申請は必要ですか

A.
申請が必要です。
窓口及びインターネットにて申請を行っていただきます。
インターネットで予約する場合は、事前に窓口にて利用者登録が必要となります。
詳細については、スポーツ振興課へお問い合わせください。



お問い合わせ先
大分市スポーツ振興課 TEL.097-537-5650

おおいた公共施設
案内・予約システム

